

令和3年鎌ヶ谷市農業委員会第10回定例総会会議録

鎌ヶ谷市農業委員会会長浅海博行は、令和3年鎌ヶ谷市農業委員会第10回定例総会を鎌ヶ谷市役所地下1階団体研修室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 令和3年11月8日(月) 午後4時00分

2 農業委員

出席委員 9名

1. 鈴木 有光 委員 2. 奥山 喜和子委員 3. 古川 和昭 委員
4. 浅海 博行 委員 5. 川村 誠司 委員 6. 石原 和弘 委員
8. 熊谷 弘和 委員 10. 山田 芳裕 委員 11. 石井 正美 委員

欠席委員 2名

7. 板橋 睦男 委員
9. 時田 将 委員

農地利用最適化推進委員

出席委員 5名

大野 辰夫 委員 濱田 光一 委員 澁谷 好治 委員
大山 貴 委員 飯田 展久 委員

3 事務局出席者

出席職員 4名

事務局 長 佐山 佳明
事務局次長 小川 史江
主任主事 山田 亮
主任主事 田中 絵美

4 会議日程

・議事録署名委員の指名について

・議事

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第2号	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について	2件
議案第3号	鎌ヶ谷市農業委員会会議規則の一部改正について	1件
報告第1号	農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について	1件
報告第2号	農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について	1件
報告第3号	農地法第18条第6項の規定による通知について	1件
報告第4号	引き続き農業経営を行っている旨の証明について	1件

5 開 会 午後4時00分

浅海 議長 ただいまの出席委員は農業委員が9名で、推進委員は5名です。定足数に達しておりますので、令和3年鎌ヶ谷市農業委員会第10回定例総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

浅海 議長 議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員に、
6番、石原和弘委員、
8番、熊谷弘和委員を指名いたします。

浅海 議長 お諮りいたします。
議案第1号より逐次審議することにご異議ありませんか。
(「異議なし」との声多数あり)

浅海 議長 ご異議なしと認め、議案第1号より逐次審議いたします。
今回の現地調査班は3班です。
川村誠司班長より総括的な報告をお願いいたします。

川村 班長 議長

浅海 議長 5番、川村誠司班長

川村 班長 3班の現地調査の報告をいたします。

10月29日午後2時に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、班員3名、浅海会長、事務局職員3名と共に現地調査を実施しました。

提出された案件は、農地法第3条の規定による許可申請について1件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について2件の計3件です。

3班といたしましては、いずれも許可相当と判断しましたが、皆様のご審議の程をよろしくお願いいたします。

なお、詳細につきましては班員より報告いたします。

以上で3班の総括報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。

浅海 議長 それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号1を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

浅海 議長 山田主任主事

山田主任主事 議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号1でございます。

本申請は、譲渡人は労働力が不足していることから農業経営の縮小を図り、譲受人は農業経営の拡大を目的として農地を取得するものです。

申請地は、畑1筆、面積1,923平方メートルです。

営農計画は、年間を通して梨の栽培を行います。

譲受人の取得後の経営面積は2.1ヘクタール以上となり、年間の従事

日数は250日で、専農従事者数は3名です。

また、下限面積及び所有農業用機材並びに全部耕作等の許可要件については、農地台帳等により確認していますので、特に問題はありません。

以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

濱田 委員 議長

浅海 議長 濱田光一推進委員

濱田 委員 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号1を報告いたします。

事務局において、書類審査の後、現地調査を実施しました。

現地は、畑1筆、面積1,923平方メートルの普通畑として管理されていました。

申請理由は、事務局説明のとおりであり、また、従事日数等の許可に必要な要件も事務局説明のとおり備えています。

審査会において、敷地内に鉄塔が建っているなど、耕作に適さない部分も見受けられましたが、農地であることから、全面を適正に管理、耕作するよう伝えました。

次に、譲受人に、営農後3年間は農地転用できないこと、譲渡人に、所有する農地を今後はしっかり耕作するよう伝えました。

書類審査・現地調査・審査会の結果、問題はないものと思われま

す。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。

浅海 議長 それでは、採決をいたします。

議案第1号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、議案第1号は可決されました。

浅海 議長 続きまして、議案第2号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、審議番号1を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

浅海 議長 山田主任主事

山田主任主事 議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、審議番号1でございます。

申請地は、畑6筆、合計面積3,412平方メートルです。

本申請は、生産緑地の買取り申出を行うために提出されたものです。

買取り申出事由は、主たる農業従事者の死亡によるものです。

買取り申出事由の生じた者が、農業に従事していたことは、農地台帳及び事情聴取により確認しています。

以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

石原 委員 議長

浅海 議長 6番、石原和弘委員

石原 委員 議案第2号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、審議番号1の調査報告をいたします。

申請地は、畑6筆、合計面積3,412平方メートルの普通畑でした。

本申請は、農業従事者の死亡を事由とする生産緑地の買取り申出をするために申請されたもので、事務局説明のとおり、買取り申出事由の生じた者は農業従事者であったことは明らかであり、生産緑地法第10条の規定に基づく主たる従事者であったことを証明することは、適当であると思われま

す。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。

浅海 議長 それでは、採決をいたします。

審議番号1について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、審議番号1は可決されました。

浅海 議長 続きまして、議案第2号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、審議番号2を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

浅海 議長 山田主任主事

山田主任主事 同じく、議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

て、審議番号2でございます。

申請地は、畑2筆、合計面積3, 110平方メートルです。

本申請は、生産緑地の買取り申出を行うために提出されたものです。

買取り申出事由は、主たる農業従事者の死亡によるものです。

買取り申出事由の生じた者が、農業に従事していたことは、農地台帳及び事情聴取により確認しています。

以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

熊谷 委員 議長

浅海 議長 8番、熊谷弘和委員

熊谷 委員 議案第2号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、審議番号2の調査報告をいたします。

申請地は、畑2筆、合計面積3, 110平方メートルの普通畑でした。

本申請は、農業従事者の死亡を事由とする生産緑地の買取り申出をするために申請されたもので、事務局説明のとおり、買取り申出事由の生じた者は農業従事者であったことは明らかであり、生産緑地法第10条の規定に基づく主たる従事者であったことを証明することは、適当であると思われま

す。

皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。

浅海 議長 それでは、採決をいたします。

審議番号2について、現地調査班の説明のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、審議番号2は可決されました。

浅海 議長 続きまして、議案第3号鎌ヶ谷市農業委員会会議規則の一部改正について、を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いいたします。

田中主任主事 議長

浅海 議長 田中主任主事

田中主任主事 議案書の5ページから7ページまでをご覧ください。

議案第3号鎌ヶ谷市農業委員会会議規則の一部改正について、でござい

ます。

地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しに伴い、7ページにあります、新旧対照表の右側、第13条の第2項中の「署名押印」を「署名」に改めるものです。

なお、本規定の施行は、公布の日からです。

以上です。

浅海 議長 それでは質疑に入ります。

(「異議なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。

浅海 議長 それでは、採決をいたします。

議案第3号について、承認することにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、議案第3号については可決されました。

浅海 議長 以上で、本日の審議案件は終了いたしました。

続きまして、報告案件を上程いたします。

第1号から第4号までを報告いたします。

浅海 議長 事務局に報告をお願いします。

田中主任主事 議長

浅海 議長 田中主任主事

田中主任主事 議案書8ページから9ページまでをご覧ください。

報告第1号農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について1件、報告第2号農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について1件の合計2件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の10ページをご覧ください。

報告第3号農地法第18条第6項の規定による通知について1件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理いたしました。

続きまして、議案書の11ページをご覧ください。

報告第4号引き続き農業経営を行っている旨の証明について1件につきましては、事務局において現地調査を行ったところ、農地として耕作されていたので、会長専決により、証明書を発行いたしました。

以上です。

浅海 議長 ただいま、報告のあったとおりでございますので、ご了承願います。

浅海 議長 以上で、令和3年鎌ヶ谷市農業委員会第10回定例総会を閉会いたします。

皆様ご苦労様でした。

閉会 午後4時20分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

令和3年12月9日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 浅海 博行

鎌ヶ谷市農業委員会委員 石原 和弘

鎌ヶ谷市農業委員会委員 熊谷 弘和